別表第四

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場の規模の基準					電子制御装置点検整備作業場の規模の基準（括弧内は屋内の規模の基準）		車両置場の規模の基準	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場					
				間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
普通自動車特定整備事業	普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）	分解整備	原動機	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			3．5m以上	11m以上
			動力伝達装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	3．5m以上	12．5m以上	7㎡以上	3．5m以上	12．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						5m以上（5m以上）	16m以上（7m以上）		
			自動運行装置									
	普通自動車（最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものに限り、上欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3．5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	3．5m以上	9．5m以上	7㎡以上	3．5m以上	9．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						3m以上（3m以上）	13m以上（7m以上）		
			自動運行装置									
	大型特殊自動車	分解整備	原動機	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3．5m以上	8m以上
			動力伝達装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	3．5m以上	9．5m以上	7㎡以上	3．5m以上	9．5m以上				
	普通自動車（貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車、その他特種の用途に供するものに限り、上三欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原動機	4．5m以上	8m以上	10㎡以上	4．5m以上	8m以上			3m以上	6m以上
			動力伝達装置	4．5m以上	7m以上	6㎡以上	4．5m以上	7m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	3m以上	7．5m以上	6㎡以上	3m以上	7．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2．5m以上（2．5m以上）	7m以上（3m以上）		
			自動運行装置									
	普通自動車（上四欄に掲げるものを除く。）	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m以上	5．5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2．8m以上	6．5m以上	5㎡以上	2．8m以上	6．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2．5m以上（2．5m以上）	6m以上（3m以上）		
			自動運行装置									

小型自動車特定整備事業	四輪の小型自動車	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8㎥以上	4m以上	8m以上			3m以上	5．5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎥以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2．8m以上	6．5m以上	5㎥以上	2．8m以上	6．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2．5m以上（2．5m以上）	6m以上（3m以上）		
			自動運行装置									
	三輪の小型自動車	分解整備	原動機	4m以上	8m以上	8㎥以上	4m以上	8m以上			3m以上	5．5m以上
			動力伝達装置	4m以上	6m以上	5㎥以上	4m以上	6m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2．8m以上	6．5m以上	5㎥以上	2．8m以上	6．5m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2．5m以上（2．5m以上）	6m以上（3m以上）		
			自動運行装置									
	二輪の小型自動車	分解整備	原動機	3m以上	3．5m以上	4㎥以上	3m以上	3．5m以上			2m以上	2．5m以上
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置									
軽自動車特定整備事業	軽自動車	分解整備	原動機	3．5m以上	5m以上	6．5㎥以上	3．5m以上	5m以上			2．5m以上	3．5m以上
			動力伝達装置	3．5m以上	4．4m以上	4．5㎥以上	3．5m以上	4．4m以上				
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
			緩衝装置									
			連結装置	2．5m以上	4．7m以上	4．5㎥以上	2．5m以上	4．7m以上				
		電子制御装置整備	運行補助装置						2m以上（2m以上）	5．5m以上（4m以上）		
			自動運行装置									

備考　（単位 m：メートル）

二以上の種類の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければならない。

別表第五

対象とする整備の種類		分解整備							電子制御装置整備		
作業機械等 ＼ 対象とする装置の種類		原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	運行補助装置	自動運行装置	
作業機械	1 プレス	○	○	○	○	○	○	○	－	－	小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。
	2 エア・コンプレッサ	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
	3 チェーン・ブロック	○	－	－	－	－	－	○	－	－	
	4 ジャッキ	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
	5 バイス	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
	6 充電器	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
作業計器	1 ノギス	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
	2 トルク・レンチ	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
	3 水準器	－	－	－	－	－	－	－	○	○	
点検計器及び点検装置	1 サーキット・テスタ	○	○	○	○	○	○	○	－	－	1 普通自動車特定整備事業で対象とする自動車がカタピラを有する大型特殊自動車であるものにあっては、第9号から第12号までに掲げるものを除く。 2 小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が三輪の小型自動車及び二輪の小型自動車であるもの並びに三輪の小型自動車であるものにあっては、第9号から第11号までに掲げるものを、二輪の小型自動車であるものにあっては、第9号から第11号まで及び第13号に掲げるものを除く。 3 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場にあっては、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを、内燃機関の点検を行わない事業場にあっては、第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
	2 比重計	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	3 コンプレッション・ゲージ	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	4 ハンディ・バキューム・ポンプ	○	○	－	○	○	－	－	－	－	
	5 エンジン・タコ・テスタ	○	○	－	○	－	－	－	－	－	
	6 タイミング・ライト	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	7 シックネス・ゲージ	○	○	○	○	○	－	○	－	－	
	8 ダイヤル・ゲージ	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
	9 トーイン・ゲージ	－	－	○	○	－	○	－	－	－	
	10 キャンバ・キャスタ・ゲージ	－	－	○	○	－	○	－	－	－	
	11 ターニング・ラジアス・ゲージ	－	－	○	○	－	○	－	－	－	
	12 タイヤ・ゲージ	－	－	○	－	－	－	－	－	－	
	13 検車装置	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
	14 一酸化炭素測定器	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	15 炭化水素測定器	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	16 整備用スキャンツール	－	－	－	－	－	－	－	○	○	
工具	1 ホイール・プーラ	－	－	○	－	○	－	－	－	－	小型自動車特定整備事業で対象とする自動車が二輪の小型自動車であるものにあっては、第1号及び第2号に掲げるものを除く。
	2 ベアリング・レース・プーラ	－	○	○	－	○	－	－	－	－	
	3 グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータ	○	○	○	○	○	○	○	－	－	
	4 部品洗浄槽	○	○	○	○	○	○	○	－	－	

備考

○印は、対象とする装置の種類の項に掲げる装置を対象とする特定整備を行う事業場が当該各欄に掲げる作業機械等をそれぞれ備えなければならないことを示す。